

首長会議(米原市提案)

国民健康保険税(料)の 子ども均等割額の廃止について

滋賀県健康医療福祉部医療保険課

国民健康保険の保険料について

国民健康保険の保険料(税)の賦課方法には、**均等割**(世帯に属する被保険者数(子どもを含む))に応じて賦課)があります。

※ 「保険料(税)」を以下「保険料」と記載

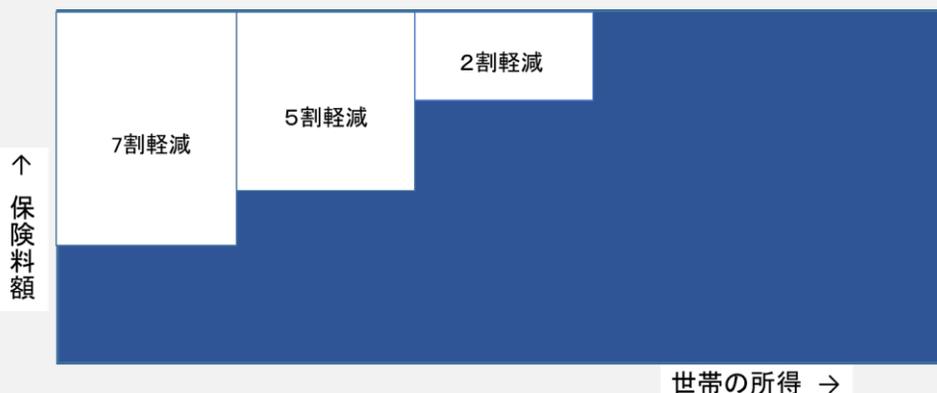
保険料の賦課方法

	種類	賦課の方法
応益割	均等割	世帯に属する被保険者数に応じて賦課(子どもを含む)
	平等割	世帯ごとに賦課
応能割	所得割	世帯に属する被保険者の所得に応じて賦課
	資産割	世帯に属する被保険者の固定資産税額に応じて賦課

- ◇ 被用者の健康保険は、賃金に比例して保険料を雇用主と被保険者が負担(所得割のみ)。
- ◇ 国民健康保険は、4方式[均等割、平等割、所得割、資産割]、3方式[均等割、平等割、所得割]、2方式[均等割、所得割]の中から選択(法令で規定)。いずれにも均等割は含まれる。

保険料の軽減制度

低所得世帯に対して応益割(均等割、平等割)の7割、5割または2割を軽減



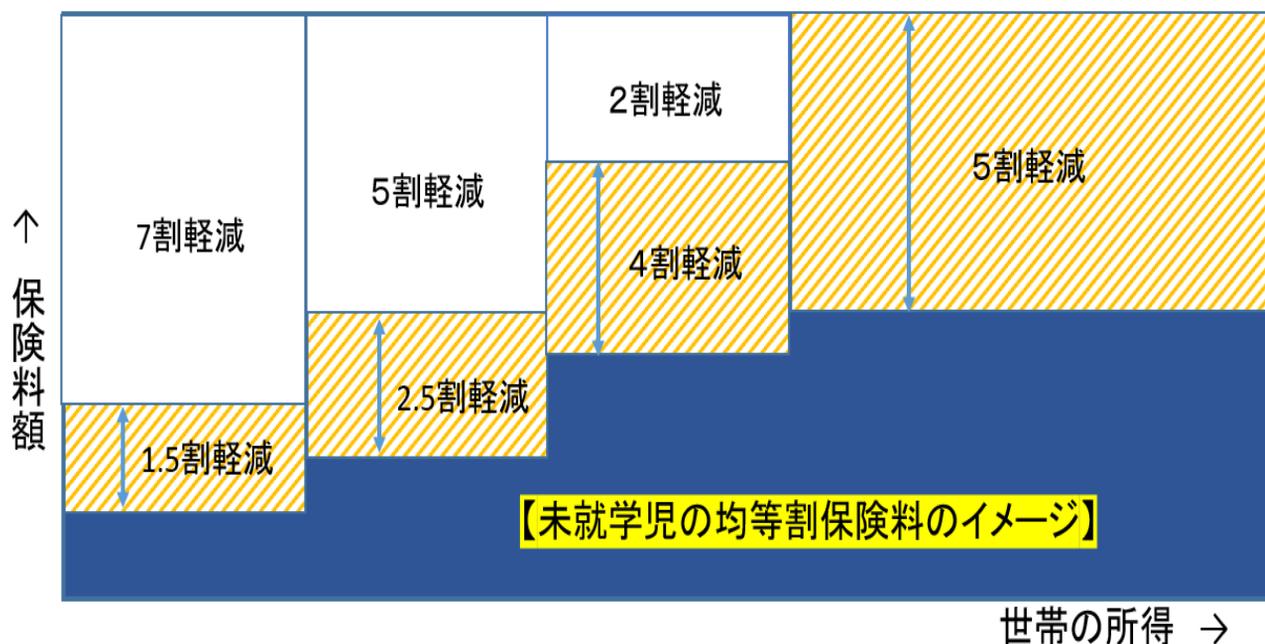
未就学児の均等割保険料軽減制度について

導入の趣旨(令和4年度から)

令和4年7月 25 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡

- **人口減少・少子化対策は喫緊の重要課題。**
- 人口減少・少子化対策の観点から、国・地方の取組として、国保制度でも子どもの均等割を軽減する制度を創設。

未就学児については、均等割を前頁の軽減後、5割を軽減



(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第6号、地方税法第703条の5第2項で規定。)

未就学児の均等割保険料軽減制度について

Q 自治体が条例で独自に軽減の対象者を拡大したり、軽減額を拡充することはできるのか。

令和4年7月 25 日付け
厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡

- 国民健康保険料(税)の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めることとしており、「従うべき基準」とされている。
- このため、国民健康保険料(税)を賦課する際、国の基準を超えて、独自に保険料(税)の減額賦課について 条例で定めることはできない仕組みとしている。
- なお、未就学児の均等割保険料の軽減制度については、全国一律の制度として公費を投入し、被保険者間の公平性を確保した上で、保険料の負担軽減を図る趣旨で実施している。

未就学児の均等割保険料軽減制度について

Q 保険料の負担緩和を図る目的や所得の多寡等の画一的な基準で保険料を独自に軽減する目的のために法定外繰入を行う場合に実施する「法定外繰入」は、解消・削減すべき赤字に該当するのか。

令和4年7月 25 日付け
厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡

子育て世帯の保険料(税)を画一的な基準で軽減するための法定外繰入については、計画的に削減・解消すべき赤字として「決算補填等目的の一般会計繰入」と位置づけている。

「決算補てん等目的の一般会計繰入」を行うと

**国からの「保険者努力支援交付金」が減額
(県全体に影響)**

国への要望について

全国知事会等を通じての国への要望

【国の施策並びに予算に関する提案・要望】

2 医療保険制度改革の推進について

キ 令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、その軽減額も5割と十分なものとは言えないため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、**子どもの範囲を限定せず均等割保険料を免除する**とともに、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じること。

【子ども施策面からの要望】

子ども・子育て政策を強力に推進するための提言

4. 出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化について

国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象年齢の拡大及び軽減割合の拡充を図ること。

未就学児の均等割保険料軽減制度の拡大に向けて

引き続き、

全国知事会等を通じて機会あるごとに

要望をしていく

要望等により実現した近年の子ども施策等

○平成30年度から

未就学児の医療費助成に係る国保の減額措置の廃止

○令和4年度から

未就学児の均等割保険料の5割(法定軽減後)の軽減

○令和5年度(令和6年1月)から

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4か月間)の均等割および所得割保険料の軽減

○令和6年度から

18歳未満までの医療費助成に係る国保の減額措置の廃止